鳥取県選挙管理委員会委員長	様
	1.3.

国会議員関係政治団体の名称 会 計 責 任 者 の 氏 名
特別な事情による少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について(申請)
少額領収書等の写しに係る提出命令(年月日付達第号)のあったこのことについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号)第19条第2項の規定に基づき、提出期間の延長を申し出ます。
記
1 延長を求める期間 <u>日間</u> (31日以上60日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要 な最小限度の期間)
2 命令があった日 年 月 日 うち、 年分は提出済(平成 年 月 日提出)
3 延長を求める理由 提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務 処理上困難な特別な事情があるため (当該特別な事情)
- L <記載 Fの注音>

当該特別な事情は、50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが困難な事情を具体 的かつ客観的に記載してください。また、当該事情を踏まえて延長を求める期間(提出するため必 要な最小限度の期間)の根拠も併せて記載してください。

<記載要領>

別紙③は、別紙②による30日間の提出期間の延長では提出が困難な特別な事情がある場合に、全ての少額領収書等の写しを提出するため必要な最小限度の期間(60日以内)の延長を求めるときに使用してください。

なお、延長の申出は、提出命令があった日から20日以内に行う必要があります。

また、別紙②による30日間の延長では提出が困難なことを明示していただくため、当該特別な事情を具体的かつ客観的に記載していただくとともに、当該特別な事情を踏まえて延長を求める期間の根拠も併せて記載していただく必要があります。

- 1 本文中「(年 月 日付達第 号)」の空欄には、少額領収書等の写 しに係る提出命令の通知文の右上段の文書番号及び日付を記入してください。
- 2 「延長を求める期間」欄については、提出命令があった日から50日以内に全ての 少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情を踏まえて延長を 求める期間(31日以上60日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しの 全てを提出するため必要な最小限度の期間)を記入してください。
- 3 「命令があった日」欄については、鳥取県選挙管理委員会委員長から発出した「少額領収書等の写しに係る提出命令」の通知が、貴国会議員関係政治団体に到達した日を記入してください。

対象となる少額領収書等の写しの一部の年分について既に提出済みの場合は、下段に提出した支出年と提出年月日を記入してください(一部の支出項目のみ提出していた場合は、欄外に提出済みの支出項目の番号を記載してください。)。

- 4 「延長を求める理由」欄については、提出命令があった日から50日以内に全ての 少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情を具体的かつ客観 的に記載してください。また、当該特別な事情を踏まえて延長を求める期間(当該少 額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間)の根拠も併せて記載 してください。
- 5 本様式の記載方法等について御不明な点等がございましたら、下記担当までお問い 合わせください。

担 当:鳥取県選挙管理委員会事務局

所在地: 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電 話:0857-26-7061 ファクシミリ:0857-26-8129

電子メール: senkan@pref.tottori.lg.jp